

改正案	現行
（法第二十六条第一項の規定の適用に関し必要な事項） 第二十六条 法第二十六条第一項本文に規定する商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）の額（第二十九条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。 一～四 （略） 五 前条第四項第一号から第四号までに掲げるものに係る次に掲げる額の合計額 イ・ロ （略） 六 （略） 2・3 （略） （特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項） 第四十三条の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 （略）	（法第二十六条第一項の規定の適用に関し必要な事項） 第二十六条 法第二十六条第一項本文に規定する商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）の額（第二十九条第二項において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。 一～四 （略） 五 前条第四項第一号から第四号までに規定するものに係る次に掲げる額の合計額 イ・ロ （略） 六 （略） 2・3 （略） （特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項） 第四十三条の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 （略）

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ（略）

四・五（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第四十五条 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第四十六条の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ（略）

四・五（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第四十五条 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第四十六条の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2（略）

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項)

第五十条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十条の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第五十二条 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

記載事項)

第五十条 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する主務省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十条の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 (略)

(特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法)

第五十二条 商工組合中央金庫がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2・3 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十九条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三十八条第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第六十一条第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第五十七条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三 （略）

2～4 （略）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十四 （略）

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして主務大臣等が定める業務

二十六 （略）

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

一 第三十八条第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第六十一条第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第五十七条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三 （略）

2～4 （略）

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条 法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十四 （略）

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして主務大臣等が定める業務

二十六 （略）

2 法第三十九条第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合
法第十一条第二項に規定する信用事業（第四号に掲げる業務を除
く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産
加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業
協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲
げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務
を除く。）の代理又は媒介

三 四十八（略）

四十九 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして主務大臣等
が定める業務

五十（略）

3 8（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるも
のは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定
する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中
間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからへまで、
第二号、第三号ロ(12)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項
を除く。）とする。

一 四（略）

五 商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度にお
ける財産の状況に関する次に掲げる事項

二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合
法第十一条第二項に規定する信用事業（第四号に掲げる業務を除
く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産
加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業
協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第四号に
掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第四号に掲げる
業務を除く。）の代理又は媒介

三 四十八（略）

四十九 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとし
て主務大臣等が定める業務

五十（略）

3 8（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるも
のは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定
する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中
間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからへまで、
第二号、第三号ロ(12)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項
を除く。）とする。

一 四（略）

五 商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度にお
ける財産の状況に関する次に掲げる事項

イ（チ）（略）

リ 商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次条第三号へにおいて同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ヌ（略）

六・七（略）

2（略）

（届出事項）

第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。

一（九）（略）

十 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議によりその株式を取得しようとする場合

イ（チ）（略）

リ 商工組合中央金庫が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

ヌ（略）

六・七（略）

2（略）

（届出事項）

第九十条 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出なければならない。

一（九）（略）

十 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

十の二 会社法第六十八条第一項の規定により取得する日を定め
たその取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項
付株式をいう。）を取得しようとする場合

十の三 会社法第七十一条第一項前段の規定による株主総会の決
議により同項前段に規定するその全部取得条項付種類株式の全部
を取得しようとする場合

十の四 会社法第九十九条第一項の規定によりその処分する自己
株式（同法第一百三十四条第四項に規定する自己株式をいう。）を引
き受ける者の募集をしようとする場合

十一～十二 （略）

十三 商工組合中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算
出する際に、主務大臣等の定めるところにより、会社の資産、負
債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工組合中央金
庫及び連結子法人等（商工組合中央金庫の子法人等であつて連結
の範囲に含まれるものをいう。第三十四号及び第三十五号におい
て同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いよう
とする場合

十四～十六 （略）

十六の二 新株予約権付社債について期限前償還をしようとする場
合（期限のないものについて償還をしようとする場合を含む。）

十七～三十三 （略）

三十四 専ら商工組合中央金庫の自己資本の充実に資する資金の調
達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行う

（新設）

（新設）

（新設）

十一～十二 （略）

十三 商工組合中央金庫及びその子会社等の連結自己資本比率を算
出する際に、主務大臣等の定めるところにより、会社の資産、負
債、収益及び費用のうち当該会社に投資している商工組合中央金
庫及び連結子法人等（商工組合中央金庫の子法人等であつて連結
の範囲に含まれるものをいう。）に帰属する部分を連結の範囲に
含める方法を用いようとする場合

十四～十六 （略）

（新設）

十七～三十三 （略）

（新設）

ことを目的として設立された連結子法人等が商工組合中央金庫以外 の者から資本調達を行う場合とする場合 三十五 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限 前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償 還をしようとする場合を含む。） 2 ゝ 7 （略）	（新設） 2 ゝ 7 （略）
---	--